

地域未来投資促進法に係る 地域経済牽引事業計画 作成について

地域未来投資促進法（平成29年7月31日施行）のポイント

- ・ 地域の特性を活用し、高い付加価値を創出する「地域経済を牽引する事業（地域への経済波及効果が期待できる事業）」を実施する民間事業者の支援
- ・ サービス業等の非製造業を含む幅広い事業を対象とした支援措置を講じます
- ・ 国の同意を受けた基本計画（静岡県・静岡市・浜松市・牧之原市が作成）に基づいて、事業者が地域経済牽引事業計画を県が承認 ※静岡市・浜松市・牧之原市は、権限移譲により市が承認

地域経済牽引事業計画作成のポイント

静岡県の6つの基本計画に合致する事業かどうか

付加価値創出額が4,754万円を上回る設定が必要

実施計画期間は、5年を超えない範囲

静岡県基本計画に設定された「経済的効果」から目標設定



事業計画が承認された場合のメリット

1. **減税**（国への申請（先進性の確認）が別途必要。機械装置や建物に対する特別償却又は税額控除を受けることができる。）

課税特例の内容・対象（適用期間：令和5年3月31日まで）

対象設備	特別償却 又は 税額控除	
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・付属設備・構築物	20%	2%



税額控除はその事業年度の法人税額の20%が上限です。

2. **国補助事業の優遇等**（国補助事業の必須条件であったり、加点要素となる）
3. **信用保証協会の特別枠**（普通保険2億円、無担保保険8千万円の一般枠に同額の特例保証枠を拡大）

